

軌道整備事業の実施に関する件

平成31年(2019年)2月8日提出

札幌市長 秋元克広

本市は、下記のとおり軌道整備事業を実施するものとする。

記

1 軌道運送高度化事業実施者

(1) 軌道整備事業者

札幌市中央区北1条西2丁目

札幌市

代表者 市長 秋元 克広

(2) 軌道運送事業者

札幌市中央区大通西5丁目

一般財団法人札幌市交通事業振興公社

代表者 理事長 藤井 透

2 路線及び区間

(1) 一条線 札幌市中央区南1条西4丁目から西14丁目まで

(2) 山鼻西線 札幌市中央区南1条西14丁目から南21条西13丁目まで

(3) 山鼻線 札幌市中央区南4条西4丁目から南21条西12丁目まで

(4) 都心線 札幌市中央区南4条西4丁目から南1条西4丁目まで

(理 由)

軌道事業の上下分離を導入するに当たり、軌道整備事業の特許の取得に係る申請を行うため、本案を提出する。